

受講資格と申請添付書類

		実務経験年数	卒業証書の写し	合格証書の写し	修了証書の写し	履修証明書の原本	実務経験証明書	訓練施設に係る受講願	学科内容理解申告	免除に該当する証書
	※専修学校・各種学校(専門学校など)は受講資格の要件に該当しません。 (例)高校卒業後に専門学校を卒業した場合は高校卒の区分に該当します。									
規則第 39 条	1 号	1 級又は単一等級の技能検定に合格した者	0	○						
規則附則第 9 条 1 項 1 号		学校教育法による大学において免許職種に係る学科を修めて卒業した者	2	○		○	○			
	2 号	学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に係る学科を修めて卒業した者	4	○		○	○			
	2 号-2	免許職種に相当する応用課程又は特定応用課程及び特定専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者	1		○	○	○			
	2 号-3	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練(改正前の規則(以下「旧規則」という)による養成訓練を含む)に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者	3		○	○	○			
告示第 38 号	1 号	免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練のうち規則別表第 6 に基づいて行われるもの(旧規則による養成訓練を含む)を修了した者	4			○	○			
	1 号-2	免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練(旧規則による養成訓練を含む)において技能照査に合格した者	6		○	○		○		
	1 号-3	免許取得に関し普通課程の普通職業訓練のうち規則別表第二に基づいて行われるもの(旧規則による養成訓練を含む)を修了した者	7			○		○		
	2 号	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練のうち規則別表第四に基づいて行われるもの(旧規則による能力再開発訓練を含む)であって訓練時間の基準が 7 百時間以上であるものを修了した者	10			○		○		
	3 号	免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練(改正前に規定する養成訓練を含む)を修了した者	10			○		○		
	4 号	外国の学校であって学校教育法による大学(短期大学を除く)と同等以上と認められるものにおいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2	○			○	○		
	5 号	免許職種に関し旧法の認定職業訓練(3 年)又は改正前の労働基準法の技能者養成を修了した者	7			○		○		
	6 号	学校教育法による高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	7	○			○	○		

		実務経験年数	卒業証書の写し	合格証書の写し	修了証書の写し	履修証明書の原本	実務経験証明書	訓練施設に係る受講願	学科内容理解申告	免除に該当する証書
7号	免許職種に関し旧法の規定による専門的な技能に関する職業訓練であって訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ2年及び3,600時間であるもの(2年間の認定職業訓練を含む)を修了した者	8			○					
8号	免許職種に関し、旧法の職業訓練(1年及び1,800時間)及び改正前の職業安定法(1年間及び1,824時間)を修了した者	10			○		○			
9号	旧法の施行前の失業保険法による施設において行われた職業訓練(1年及び1,824時間)を修了した者	10			○		○			
10号	改正省令前の都道府県が設置する家事サービス職業訓練を行う施設において免許職種に関する職業訓練を担当している者	0					○			
11号	免許職種に相当する旧規則による特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	3		○			○			
11号-2	免許職種に関し旧規則による特別高等訓練改定の養成訓練を修了した者	4			○		○			
11号-3	免許職種に相当する旧規則による高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6		○			○			
12号	免許職種に関し旧規則による高等訓練課程の養成訓練を修了した者	7			○		○			
13号	免許職種に関し旧規則による専修訓練課程の養成課程を修了した者	10			○		○			
14号	厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者 ※ただし、この場合受講修了資格により、認定職業訓練における分散訓練の指導員同等資格者とみなされ、指導は可能となりますが、指導員免許の取得申請はできません。	15					○	○	○	
規則第48条の3第5項	教科に関し規則第46条に規定する職業訓練指導員免許試験の免除を受けることができる者 ※ただし、この場合受講修了資格により、認定職業訓練における分散訓練の指導員同等資格者とみなされ、指導は可能となりますが、指導員免許の取得申請はできません。	-								○

「訓練施設に係る受講願」は、受講申請者が職業訓練施設で講師を行うため受講する旨を記載し、当該職業訓練施設長が受講申請者は講師を行う予定であることを証明するもの

「学科内容理解申告」は 受講申請者が免許職種に関し職業能力開発促進法施行規則別表第11に掲載されている学科内容を、科目ごとに理解しているかチェックし、80パーセント以上理解していることを申告するもの